

**回答様式**（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	京都府
1. 料金割引の基本的方向性	
(1) 割引の還元のあり方	
(2) 割引率や対象時間の考え方	
(3) 割引対象車両について	
・ 特に意見はありません	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
・ 特に意見はありません	

### 3. 具体的な割引内容（案）

#### （1）割引内容（案）

#### （2）割引結果

##### （1）について

- ・ 大都市早朝深夜割引の対象路線について、名神高速道路の区間が天津～西宮となっているが、瀬田東～大山崎間は京滋バイパスと二ルート化されていることから料金格差が生じて名神高速道路に交通が集中する可能性があるため、区間の設定について再検討する必要があると考えます

### 4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

- ・ 案のとおり継続的な効果測定並びに適時適切な見直しは必要であるが、見直しの透明性・客観性を確保するため、事前にルール化を図っておく必要があると考えます

※その他の意見

・ その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

- ・ 日本道路公団の民営化に向けたコスト削減等の成果に基づく料金割引であるのなら、高速自動車国道に限らず、公団が管理する一般有料道路でも同様の割引施策を広く実施すべきと考えます
- ・ 地方有料道路公社の高速自動車国道と通行料金を一体徴収している路線について、この施策の実施に伴い新たにE T Cの整備などが必要となるのであれば、その費用は国等が支援措置を講じて、当該路線の採算性に支障の無いよう、図っていただきたい

・ ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。